

三重県環境影響評価委員会小委員会
—アクア×イグニス多気（仮称）造成事業に係る環境影響評価準備書—
調査審議概要

平成 29 年 9 月 15 日 10 : 00～
サン・ワーク津 1 階 研修室

委員：木質バイオマスボイラーの施設に火をくべるときに、排ガスのモニターはされるのでしょうか。完全燃焼かどうかをチェックするために一酸化炭素が出ないことを確認するのですが、排ガスの常時監視等をもしするのであれば、一酸化炭素をやっていたきたいと思います。

事業者：木質バイオマスボイラーにつきましては、実績のあるバイオマスボイラーの専門業者に依頼していますので、適切に必要な点検等も行っていく予定でいます。

委員：完全燃焼が前提ですから、大丈夫とは思いますが、発電所やごみ焼却場の排ガスは大体モニタリングしていますので、そこまで、この施設でやる必要があるのかということはあるのですが、もしできるのであれば、完全燃焼かどうか、何らかの方法でモニタリングしたらいかがでしょうか。

事業者：検討して業者に伝えたいと思います。

委員：私もその点、気になりました。万が一ということもありますので、モニタリングは常にしておいた方がよいのではないかと考えています。それから、確認ですが、排水の処理施設からの排水の水質検査を毎月一回行うということについて、COD や窒素、リンは常に測るということですが、それ以外の項目は、生活環境項目と考えてよいのでしょうか。この 3 項目以外は、pH や大腸菌などは月一回ですか。

事業者：毎月 1 回の項目については、確認させていただきます。それから、事後調査では生活環境項目に加えて、総水銀とヒ素も含めて測る計画です。

委員：発電を行うバイオマスプラントは計画から除いたということで、準備書には記載がありますが、評価書においてその記載を削除するという考えでよろしいのでしょうか。

事業者：はい。評価書で記載を削除させていただきます。

委員：二子池について質問させていただきます。小委員会からの意見及び事業者見解 P4 のところ、最後の 2 行に書いてありますが、「調整池の周りや水底をコンクリートで固める計画につきましては、環境への配慮も踏まえ、今後も県と協議を進めてまいります」という文言ですが、事業者としてはどのようなスタンスですか。

事業者：本件に関しましては、以前から懸案事項としてあがっていて、事業者のスタンスとしてはなんとかこのようなコンクリート張りは避けたい、現状のまま、なんとかかた

め池の上の部分調整池の一部として活用したいというスタンスです。現在、県の関係部署と協議をしています。懸念される地下に浸透していくとか、斜面崩壊などを、そうならないよう、調査などをさせていただきたいと、協議をしております。

委員：二子池が調整池の役割をするということですね。その時に放出する場合もありますね。雑排水も違う水路を違って出ていくと、最終的には同じ水路を通るのですか。

事業者：はい。調整池の放流のいわゆる雨水と生活雑排水は別系統で下流までいきます。地元の方が取水をされている所より先で合流させています。

委員：その場合、水路があふれるというようなことは、計算上は大丈夫ですか。

事業者：大丈夫です。流量計算上、能力確認をしています。

委員：多気町が、水銀鉍跡を文化財に指定されていることはご存じですか。水谷（水銀採掘坑跡群）は関係ないですが、そういうことはご存知ですか。たぶん告示されていると思いますので、水銀鉍跡の文言がどのように書かれているか確認しておいていただきたいと思います。

もうひとつ、最後に現地視察した時に、非常によい湿地があったと思いますが、あそこには直接関係ないと思いますが、非常に希少な水生昆虫、水生動物がいることが確認されています。今も湧水が出てきています。そのためにあその湿地が成り立っていると思いますが、その場合、たぶんそのあたりを残されると思いますが、それよりも東側、尾根より東側で掘削、破碎等、造成工事をされると思います。その時に発破もあると思いますが、その場合に、どのくらいの深さまで掘削を考えていますか。それによって地下水に影響があるかないかということをお教えいただきたい。国道に沿ったところでは。

事業者：国道に沿った部分は、流末の調整池を計画してまして、その掘削深さは、国道の路面からだいたい5mの深さです。

委員：地下水への影響はあるのですか。

事業者：調整池の構造として、実は周辺の地盤等と、水のやりとりがないようにと指導されています。そういう意味では地下水の影響はないと考えています。

委員：調整池から地下水への影響はないとしても、岩盤をカットすることは、やはり地下水の水脈が変わると思いますが。いかがでしょうか。それもないと言ってしまっているのでしょうか。

事業者：当該場所について5m掘削することにより、地下水への影響については、懸念材料として現在、扱っていないです。調査の必要があるのかもしれないです。

委員：なぜそこまで言うかと言いますと、全然関係のない土の中の話ですが、湧水が枯れることがないのかどうか、そこだけを懸念しています。どうですか。

事業者：まず、先ほどおっしゃられた、希少なものがあるということで、植生なども判断材料として、現地へ来ていただいたときに見ていただいたと思いますが、上の方から水が出て、ここが以前、おそらく造成されたか何かの平地になっているところに、水

がしみ出して、所々に水がたまって湿地になっているような状況かと思いますが、その水が、どこから来ているかということかと思いますが。ですから、事業地外ということもあって、なかなか今の段階でその上の水のところまでしっかり見えていない部分もありますので、今現在で明確に答えることは難しいところもあり、そのあたりも確認しないと判断できないと思っています。

委員：植物の移植先ですが、例えば草原性植物を移植するところを2箇所設けられていますが、在来植生の発展では両方とも草原にならないと思います。そういう移植先の場所が、将来的には草原ではなく森林になってしまうところに対して、草原性のものを移植するという点に関して、どのように対策をとられるのかということ。果樹園を作られて、農業体験をしてもらう場所を設けられているのですが、ここでは農薬の使用はどのように考えているのかということ。農薬の排水対策、例えば、水源や動植物にどう影響するのか、かなりあると思いますが、農薬が周辺に与える影響はどうなのかということ。最後に、調整池として湿地の南側のところに盛土をして、谷を埋め立てするところがあるのですが、その下に調整池を作られるということで、谷を埋めてしまつて調整池を作るときに、いったいこの谷全体で土がどれだけ出てくるのか。盛土に関して、土の流動性などを実際にどう調整されるのか、地盤の安定性をどのように考えておられるのかと思いました。実は谷を埋めるときに、地盤改良材を入れると、谷に地盤改良材の影響が出たりすることがあるものですから、その下の方の湿地にも、湿地と言いますか田んぼですが、田んぼの方に影響が出たりするのではないかと思いますので、どのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

事業者：ご質問3点あったかと思いますが。まず1つは移植先の場所として想定している場所が将来的に遷移をしていって適切でなくなるのではないかということ、2つ目は果樹園等での農薬の使用による周辺への影響、3つ目は谷を埋めることによって、その土の流動性とか、そのあたりがどうなのかと。

まず、1つ目の植物の移植先のことを説明させていただきたいと思いますが、これは、西側の方で草地として草原性のものということによかったでしょうか。

委員：はい。あと、移植先が2つあると思いますが、AというポジションのところとBという樹林のところですね。ササユリは草地で、樹林の下には生えないです。例えば、樹林が少し開けている土には生えているので、樹林と勘違いされる方が多い。もともとは草原が大好きなのですが、そういったものを樹林と考えるのかと思いますが、どう考えていますか。

事業者：そうですね。ササユリが本来、たくさん出てくるようなところは林縁部などある程度、草が生えるようなところ、先生がおっしゃるとおりだと思います。現状として見つかっている場所が、林縁部のような、本当は適切ではないかもしれないですが、やや木陰になっているようなところ。同じような植生が続いている場所で今、想

定しているのと、現在は、池のふちななので、比較的、解放的な環境かと思います。ササユリのために草地をわざわざ作って、そこを移植地としていくのもなかなか難しく、少なくとも現状と同質の場所には移したいと考えてこの場所を選定しています。本当は、少し暗くてじめっとした沢などがあればと思うので、この範囲の中で、実際に現場で具体的な場所を選ばないといけないと思っています。もう1点西側の草地としているところですが、ここはさきほど湿地があると言っていた場所で、湿地とともにもともと造成されたところで草地にもなっていて、まさにシランやコゴメスゲなども生えるような、かなりやせた感じの場所なので、適切かと判断していましたが、実際この場所自体を事業者が取得することができず、事業計画地でなくなったので、これは新たに検討し直さないといけないということで、評価書までに再度、新たな場所をお示ししたいと考えています

委員：遺伝的な意味もあるので、移植先はできれば1箇所ではなく、2箇所、3箇所に分けてくれると良いと思います。

事業者：次の農薬ですが、今回、できればオーガニックな栽培にチャレンジしたいということで、実際に伊賀の愛農会さんとはいろいろと精力的に、お願いをさせていただいてまして、前向きにご協力いただいている、思いとしてはそれぐらいの農園にしたいということなので、基本、使わないでいきたいと考えています。もし、どうしても使うようなことがあれば、最小限であったり、そういった対策は考えたいと思います。専門家ではないので即答はできませんが、そのような対策はしたいと思っています。

また、地盤改良ですが、今回、岩盤で発破をかけないといけないくらいですので、おそらく盛土したところも岩盤で、ほぼ必要ないのではないかなというところと、表土の土は、それこそ愛農会さんにご相談していますが、ちょうど肥えた土になっているので、表面の畑で使いたいと、そんな工夫をした造成計画を考えています。おそらく土壌改良もしなくてもよさそうだと思います。そもそも岩盤なので、地盤改良はしなくてもすむという認識で今のところいます。

委員：盛土ってされますよね、集水域の水はその調整池で十分なのでしょうか。

事業者：すごい盛土ですが、ほぼすべて岩盤での盛土になるので。普通の盛土だと、おそらくこれだけ盛ろうと思うと、地盤改良、セメント改良等しないといけません。幸い掘るのは大変ですが、全部岩盤ですので、ほぼそういった改良をせずに積み上げて、上のやわらかい土の表土を農園に使いたいという考えですので、使うことが少なくすむのではないかと今のところ考えています。

委員：前回の意見に対するお答えのところ P2 の 4(4-1) 番の見解で、「移動定点を設け、そのような区域や猛禽類の出現状況に応じた地点配置により、把握することとしております」ということですが、準備書の P526 で白いところがありますよね。上空も山肌も見えてないところがあるというように理解していますが、移動定点などによって埋ま

っているということですか。

事業者：おっしゃるとおりです。

委員：わかりました。全部が見られているということですね。それから、もうひとつ、猛禽類のことですが、例えば、ハチクマが一番よく出ていますが、P552 からの調査の結果を見ていると。ハチクマもそう思いますし、クマタカなどもそう思うのですが、事業予定地のところは結構少ないですね。これはなぜですか。私から見たら事業予定地はすごく良いところだと思います。良いところだと思いますが、実際には事業予定地よりも東側の方に集中していて、なぜこのようなことになっているのかと思うのですが、何か理由があるのでしょうか。

事業者：先ほどご指摘いただきました視野図の関係から見ていただいても、このへんは常に見えている場所ですので、それでも確認がないということは、やはり猛禽類の需要は少ないところだろうと思います。クマタカなどに関しましても、基本的に一般的な里山地形のところは、クマタカは本来利用する種じゃありませんので、もっと広い、標高の高いところから、広い行動圏に一部がかかっている程度だと考えています。おもにここに来るのは、里山のハチクマやサシバなどそういった種が主になるだろうと考えられます。ですので、この結果が特におかしいとは我々は認識していませんので、こういう好みをもった種がいるのだという感じです。

委員：確かにクマタカはそうかと思いますが、先ほどは言いませんでしたが、サシバも事業計画地内にいないです。サシバやハチクマはやはりここにもいいのではないかなと思うのですが、調査を変にしていると言っているのではなく、ハチクマであれば、いても全然おかしくないと思います。それがいない、つまりここを利用していない理由は何かあるのでしょうか。

事業者：サシバよりもハチクマの方がたぶん隣のペアとの縄張り関係は非常に大きい種になると思いますので、もっと離れたところには別のペアがいる可能性があるとは思いますが。それに事業実施区域付近は、特に西側付近など見るためだけに配置をしておりますので、見落とし等は当然ないと判断していますので、これはこれで事実かと思えます。

委員：調査自体のケチをつけるわけではないです。さっきの話とは全然別の話をしています。

事業者：いない理由ですか。サシバなどであれば、餌資源の関係がやっぱり北側の方に集中するだろうという想定はされると思います。水田等の耕作地が、西側よりも北側の方に広がっていくことを考えれば、そのような確認事例はおかしくない。ハチクマに関して言えば当然、名前のとおりというように考えたときには、そういった定量調査まではできていませんが、そういった餌資源の関係からきてるんじゃないかとは考えられます。それから営巣関係、やはり大径木が寄与するハチクマですので、そういった環境が東の方にあるのだろうと考えております。

委員：別の年、別の繁殖期だと別のところで営巣するとか、そのようなことはありませんか。一般的にみて、どれくらい安定しているものですか。

事業者：サシバなどで言えば、200m くらいの移動が年によってはあると聞いておりますので、ハチクマにしても同じような生態ですから、それなりの移動はあるかもしれません。ただ今回は、2か年、調査はやっていますので、計画地の中にあつた個体が巣立っていったら、あちら側に移動したとか、そういったことはないと思います。

委員：最後のところがよくわからなかったのですが。

事業者：営巣地がそんなに大きく移動することはないです。

委員：そうですか。それがすごく不思議な気がします。長年にわたって、事業予定地のところは安定してあまり使われない場所であるという認識ですね。

事業者：そうだと思います。10年、20年の長いスパンしているわけではありませんので。伊勢道ができる前だったら、あつたかもしれません。

委員：事業予定地だけは、対象年が26年、27年で、そのあとさらに、28、29年と経過しています。この間、これに関しては以前も言いましたが、方法書に対する知事意見が出る前に調査が終わっている、ということをもう1回指摘したいのですが、28年、29年になってもこの繁殖年に関しても、この事業予定地に関してはあまり使われてないということでもよろしいですか。どれくらい安定しているのかなということを知りたいです。

事業者：特に環境、周辺環境に変化がなければ、サシバというのは、それなりにほぼ同じ場所で繁殖していると考えられます。

委員：わかりました。これを見たときに、特にハチクマなんかだと、例えばインターがあつたりして、にぎやかなところの近くを避けているのではないかと思ったのですが、そういうことはないですか。

事業者：インター付近というのは、当然ハチクマの餌環境が想定されないということで、避けている可能性があると思います。

委員：やはり、調査地内に定点を設けること自体デメリットがあるくらい神経質ですよ、猛禽類は。だからこういうにぎやかなところというのは、近くに行くこと自体を避けているのではないかと思ったのですが、そういうことは考えられませんか。

事業者：この施設ができると、ハチクマはこの近くには来ないのではないかということですか。

委員：そういうことも、このあとでは言いたいと思いましたが、そうですね。

事業者：それは影響があると思います。ハチクマは広い行動圏という意味からすれば、西側の方の利用は若干減る、事業地域に近い側の利用は減るとは思いますが、主要な行動の範囲からすれば特に影響はないのではないかという考えでおります。

委員：結局、主要な行動の範囲の周りにあまり人為的な影響がないようなところが必要なのではないかと思ひますし、にぎやかなところの直前の部分まで餌場にしていないの

ではないかと言いたいと思います。そういうことは、当然あると思います。ですが、P570 などを見てもと主要な餌場は事業地に含まれていないから大きな影響はない、全部影響は小さいと予測されているわけですが、本当にそうですか。私は、そうは思えない。やはり影響は大きいということを認めていただいて、そのうえで対策を立てていただく方が、より良いのではないのでしょうか、この施設が良くなる要素だと私は思います。

委員長：そういうことで、考慮していただくということによろしいですか。

事業者：はい。

委員：小委員会からの意見及び事業者見解 P3 の上から 3 行目に「残置森林等の林縁部に接する法面については、低木林を形成します」と書いてありますが、幹事からの追加意見及び事業者見解の P3 のところに 4-4 で「法面の植栽について『斜面の安定性を図る』」とありますが、法面への植栽がかえって斜面を不安定化させる」とあります。この準備書の P12 の実際に事業区域の斜面の様子を見ますと、かなり急なところが多いと思いますが、実際に動植物の多様性を考えたときには、当然、緑を植えていかなければいけないのですが、こういう斜面が急なことに関して言うと緑を植えたからといって土砂を食い止めることができないという矛盾したものがあると思います。実際に事業を行ううえで、このような矛盾が出てくるわけですが、どのようにされますか。実際にネットをかける、セメントで埋めるというのは、見かけ上、この施設にあわないような景観になると思いますが、一方で、その緑をある程度植えていかなければいけないという自然保護に対する考え方が相対することになると思います。実際にはどのように進めていこうとしていらっしゃるのか、意見、見解を聞きたいと思います。

事業者：整理させていただきたいのですが、委員からご指摘のあった見解の P3 の「低木林を形成する」というのは、法面の緑化とは少し違って、いわゆる林縁保護植栽というものを想定しています。残置森林をこう切り開かれて裸になった林縁部が、裸でみえた状態をできるだけまわりに低木を植えるという部分ですので、法面の前面に出るのとは話が違ってきますとういうことだけ整理させていただきたいと思います。

法面の植栽に関して今考えているのは、土を掘削する切土の法面と土を盛った盛土の法面と 2 種類に分けて考えているのですが、切土の法面については、三重県の開発基準上で、勾配の基準というのがあって、具体的には 1 対 1.5 の勾配で急勾配になるものですから、そこについては木を植えるということよりも厚層基材や種子吹付というような法面の吹付、草本類の種子類を基本とした吹き付けになるかと考えています。一方、盛土の法面については、もう少し緩い勾配になってきますので、そこについてはポケット植栽等の植栽の吹付が妥当なのかなということを考えています。今の段階ではこの程度の計画になっています。

委員：急勾配に対して、種子の吹付をするということで、これは全く土留めにならないで

すよね。

事業者：吹付については、基本的には構造を押しえるとか、いわゆるすべりの安定をはかるものではないと考えています。

委員：P12の等高線を見ていると、施設の近くはかなり急斜面だと思いますが、それでいいのですか。これは私の感覚ですが、伊勢に大学がありますので、伊勢から松阪や津に行くことがよくあるのですが、このあたりはよく雨が降ります。伊勢は晴れていて松阪も晴れているのにこの間は雨が降っているということが、私はそこまでたくさん高速道路を通るわけじゃないのですが、まああって、なおかつ、先般、九州に出張したときに1時間に110mmの雨にあいました。そういう滝のような雨が降った時に、新しい造成地、特に斜面が急だということは、崩れる恐れがあるのではないかということに危惧しているわけです。

事業者：その点に関しては、造成で切った人工的な切土法面の考え方は、三重県の宅地開発上の規定に従いますので、そこに人が住んでも大丈夫だという規定に基づく法面ですので、高速道の法面よりもさらに厳しい基準が課せられています。その点においては、安定的には人が住んでも大丈夫な構造ですので、そういった問題はないと考えております。近年、多発しているゲリラ豪雨に関しましては、排水の能力については時間降雨量100mmに耐えうる側溝類を設ける計画とします。ただ、そういったゲリラ豪雨に対しましても、養生等についてはこの地域がほぼ岩盤に近いような地山で構成されていますので、いわゆる表層崩壊というものの発生の頻度は非常に少ないと判断しております。

委員：その辺り、自然保護とか動植物の多様性を守るということとなるべく矛盾がないように考えていただければと思います。

委員：この要約書のP30とP31に私が当初、質問して、断面を書いていたのですが、横軸はつけてありますが、縦軸もつけて欲しいです。具体的に、縦のスケールを入れてほしかったのは、このB-B'断面がございませぬ、その下の方の国道42号線のところに、それからC-C'のところですが、事業展開する場所は池構造になっていて外に流れないという事になっていると書いていただいたのですが、高さはどれくらいで考えていますか。C-C'、B-B'の左側の際のコンクリートが図示してありますよね。これは、他の委員が言われてる集中豪雨との関連、オーバーフローして溢れたものが、その下の法面を荒らすのではないかということと関連していますが、どれくらいの高さを予定していますか。端っこの小さい立っているところです。

事業者：地上高約10mのコンクリート壁です。

委員：10mということは、底面から10mくらい高いということですか。

事業者：はい。いわゆる調整池の壁といいますか、コンクリートで囲った調整池。違いませんか。

委員：調整池じゃなくて、B-B' だったら、42 号線のところ杭みたいなどころがありますよね。これの高さです。C-C' のほうは調整池の方ですから。そっちは土の面から、つまり左側に展開している法面から 10m くらい高くという意味ですか。

事業者：C-C' は掘り込み式の調整池なので、地上にコンクリートが立ち上がることはまずないです。

委員：10m というのはどこからきてますか。

事業者：10m と言いましたのは、B 断面の新しくできる道路と国道がつながる交差点のわきに設置される調整池の部分です。

委員：調整池ありますね。

事業者：B-B' 断面、そこについては地上から約 10m のコンクリート擁壁で囲われます。

委員：ということは、国道 42 号線からは、頭が出ているところは、何 m くらいですか。その容量とも関係してるのですよね、これだけの面積で。

事業者：地上からの高さは 7m ほどです。

委員：7m というのもすごいですね。中にいる人がびっくりしてしまいます。それくらい高くなるのですか。

事業者：はい。

委員：縦のスケールが書いてないものですから。それ以外の削るところとか、上のところと高低差がわかりません。そういうことも考えて 7m のコンクリートの壁が国道 42 号線に向かって突出するというのは妥当と判断したわけですね。

事業者：流末高さから、どうしても池の底が決まってしまって、池の底が決まったことで、容量を確保しようとするところになります。

委員：厚さは何メートル、30cm くらいですか。

事業者：壁の厚さは 1.7m です。

委員：確認にもう一度、同じこと聞いていますが、オーバーフローは大丈夫ですか。

事業者：基本的にはオーバーフローしないように余裕をもって作りますので、オーバーフローで溢れるものでは決してないです。

委員：それを確認したかったのです。もうひとつは温浴排水です。排水する前に消毒するわけですよね。当然、人体から出てくる汚水などは、かなりの量の大腸菌、要するに菌類が入っているわけですよね。そうすると、そのまま排水したら、排水基準に引っかかってくる。殺菌などはどうしますか。あまり塩素消毒をすると、他の委員も言われたように、下流の魚類が影響を受けるとお聞きしました。それについてはどうですか。

事業者：排水処理に関してはおって、エンジニアリングと協議しておりますので、そういった点もクリアするようなものを採用するよう、申し伝えて、クリアできるものを採用します。

幹事（治山林道課）：大きく2点、質問させていただきたいです。まず1点目は、水の関係で委員からも意見があったと思いますが、工事の影響で水が変わるのではないかということにつきまして、もちろん、切土、盛土の工事で当然変わるであろうと思いますが、本当にこの結果で大丈夫か確認させていただきたいということ。植生をはがしてしまいますので、当然、水への影響が全くないのかということ、ないわけないだろうと思っておりますが、そこも含めてどのようにお考えなのかをお願いします。2点目は、土石流の関係ですが、見解について、これはこれでわかったのですが、この影響につきまして、その対策などはどのようになっているのかをお聞きしたいです。それから、土石流に関連して、教えてほしいのですが、準備書のP486に、溪床状況の現地写真がありまして、これは過去の土石流や堆積物という表現がされていますが、このような堆積物というのは、ここ以外、要は下流部分、事業区域外の下流側では、確認されているのかいないのか、ということをお教えさせていただきたいと思っております。

事業者：地下水について回答させていただきます。確かに、言われるとおり、山を切ったり盛ったりすると、水というのは、当然、変わるような形です。水の利用者の方に対する量や質に関しては、絶対変わらないことはない。それは事実だと思います。それでよろしいですか。

幹事（治山林道課）：林地開発の関係では調整池等に影響がなければそれはそれでいいと思いますが、これはわたしの事務の範囲外ですが生物に関する影響は、よく考えてもらった方がよいのではないかと思います。それから、水の関係で、調整池をコンクリート張りにされる計画になっていますので、水質の問題もあるのではないかと思いますので、考えていただかないといけないのかと思います。林地開発には直接関係ないですが、質疑を聞いている中で気になったので質問させていただきました。

事業者：わかりました。2点目は土石流に関する事で溪床、堆積物の話だと思うのですが、わたしは地形を専門として現場を歩いている人間ではございませんが、準備書のP481を見ていただいているとおおり、踏査ルートをお示ししております。この中で、谷部を歩いた中で確認されている地点はこのようなP486に示されているところですので、おっしゃっているように下では見られなかったということで考えています。

幹事（治山林道課）：それを踏まえて追加で質問させていただきたいのですが、そうしますと、P488の縦浸食の記述ですが、堆積がありますというところのほとんどのものが、下流側の写真だと思いますが、ここにこれが土石流発生トリガーになっている、という表現になっているのはなぜでしょうか。

事業者：そうですね。わたしがお答えするほどの知見を持ち合わせておりませんので、また改めてお返事をさせていただきたいのです。わたしのほうから曖昧な返事をする事は控えたいと思っております。

幹事（治山林道課）：となりますと、やはり、下流側を調べていただかないといけないのかと思います。もうひとつ、先ほどの土石流の堆積物とありましたが、これは発生した

あとに堆積したものなのか、その遷移がなんなのかということを実は調べないといけな思っておりま。あえて以前、指摘した意見と別の視点から質問をさせてもらったのですが、土石流の安全性などはしっかり検討していただかないといけな思います。以前、指摘させてもらったその溪床勾配に関することですが、これはあくまでも図面上のことですので、これはこれできちんと見解をまとめていただいて、その後どのような対策をされるのかということをもとめていただいた方がいいと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

事業者：ぜひ、懸念されているものが、どう理由で懸念されているのかということをも意見としていただければ、また改めて整理してお返事させていただきますので、よろしくお願います。

幹事 (みどり共生推進課)：幹事会の際に口頭でご質問させてもらった覚えがあるのですが、生態系の項目で、キビタキとフクロウがあがっていて、その調査結果の中で環境情報として落葉広葉樹林への寄与率が高いという結果でしたので、落葉広葉樹林を構成しているコナラ林について生態系の典型性の注目種に入れられてはどうですかということ、確か、わかりましたというようなことだった気がするのですが、改めて、評価書の段階でどういったことをしていただけるのかということ。もう1点、これに関連して不勉強で申し訳なかったのですが、生態系の項目で、注目種、典型性や上位性、特殊性をあげられて、それぞれの生物について保全措置効果、評価もしていただいているのですが、生態系の評価はそれで良いのかずっと疑問がありました。最近、環境省の環境影響評価課が運営している環境影響評価情報支援ネットワークというホームページを確認して、そちらには、生態系の項目については注目種を通して、その注目種と関連する生き物、それが、構成している生態系をどれだけ保全できるかという視点で評価するという見解が示されていまました。今更で申し訳ありませんが、今後も含めて生態系の評価については、できればそういった視点で評価していただいたらどうか、ということで、例えばですが、環境保全措置の代償や、保全措置の効果を書いてもらう欄にもう少し大きい生態系の要素を入れて評価していただくのが可能かどうかを教えていただきたいです。

事業者：まず1つ目の質問、コナラ群落を典型性の生態系の項目としてされてはどうかということも賜ってます。幹事会のご質問に見解で示させていただいたように、対応させていただきます、今進めているところまございます。まだ、どういう形でまとまってくるかというところが見えていませんので、明確なご回答はできないのですが、それはやらせていただきたいと思っております。2点目としまして、生態系の注目種として選定した種、それぞれへの影響を見るのではなく、もう少し他の種との関連した、要するに系として見ることだと思いますが、我々もいろいろな他の事例を見ながら合理的な部分で今のところ、他の事案を見ても、注目種というものでひとつの評価の

尺度としていることがあるので、それにならってやっているわけですが、おっしゃるとおり生態系という考え方でいけば、そのような他の種との関連性をみていくということも重要なことだとは認識しております。ただ、それによってアセスというものに、そこを評価していく事で事業がどう対応していけるのか、そういう部分まで話を踏み込んで考えていくと、アセスという手続きは、こうした場で調査結果を示して、いろいろな方からのご意見を頂戴して事業をよくしていくというものですので、事業と事業を進めていく中での合理的な判断が求められてくるという部分もあって、かなり難しい評価ではあるだろうと思います。所感としてそのようなお答えしかできないです。

幹事（廃棄物・リサイクル課）：幹事会で、口頭で出させていただいた意見の関連になるのですが、準備書 P877 を拝見しますと、廃棄物の発生量として、3,700 t 程度、年間で想定されています。多気町の年間のごみの排出量が、5,000t、隣の大台町だと 3,000t 程度という量になっていますので、1つの町から出てくるごみの量に相当するような量が発生するということが想定されています。まずは、一般廃棄物の処理を所管しております多気町と処理をどうするのかについて、どのような協議をされているかをまず教えていただきたいと思います。2点目として、そもそも食をテーマにした施設ですので、食品ロスの削減ですとか、そもそも、この排出の削減という事にもう少し取組として考えていただいたらどうかというところが2点目です。

事業者：まさしく、今回、そういった、ごみをできたらあまり出さないようなコンセプトも入れたいと思っております。私も食べ残しとかは大嫌いですので、そういったことも含めて、今回の農業の肥料にしたりできないかどうかとか、いろいろ検討中でまだ決まっていないことがたくさんあるのと、量が多い部分の対策ですね、多気町さんとも協議をしておりますので、もう少しきちんとまとまって、後日、ご報告をさせていただければと思います。よく考えていきたいと思っております。

幹事（松阪地域防災総合事務所）：2点お聞きしたいです。1点が幹事会の意見の中で温排水の扱いについての内容です。距離があるので十分低下されることが予想されますということですが、全体の排水量の中で温排水はどれくらいの割合になるのかを教えてくださいたいのが1点です。あと、水源ですが、当初の計画では井戸から水をとるということで検討いただいているとのことですが、最近、私どもにご相談いただいた内容で、農業用水の方から受水も検討されていると伺っていますので、計画が変わってくる中で環境影響の調査で新しい検討が必要になってくるのかどうか、教えていただけますか。

事業者：湯量に関しましては、今日は、専門のエンジニアリングのものがいないので、温度を下げるという事も認識しておりますので、きちんと確認してお答えさせていただきます。水のほう、井水だけではなくて用水も今回お借りしてまかなうということでは

考えております。影響が出るかどうか、わたしの認識では出そうなところがなさそうですが、専門の者と、よく相談して、影響がありそうでしたらご報告させていただきます。

事務局：バイオマスボイラーについてですが、まず、委員にご確認させていただきたいのが、排ガスのモニターについて、できれば完全燃焼がされているかどうかということで、一酸化炭素の測定が必要ではないかというご意見だったと思うのですが、通常ボイラーについては大気汚染防止法などの法規制で排ガスの測定をする義務がございます。その中でばい煙、窒素酸化物、ばいじんなどを測る中で、排ガスの状態についても測定することがありまして、そこで酸素濃度を測定することになってくるのですが、その酸素濃度をもって完全燃焼ができるかどうかの判断が、ある程度できるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員：燃焼時には酸素が使われて二酸化炭素となって排出される。燃焼的に完全燃焼でないで一酸化炭素が検出される。ですから、一酸化炭素が検出されれば、燃焼状態に不具合があるのではないかということがわかります。ですから、法規制で酸素でということなら、それはそれで構わないと思います。

事務局：バイオマスボイラーに関して、今度は事業者にお聞きしたいのですが、当初は発電をする予定で設置を検討されていましたが、発電をしない計画にされたということで、それに伴って大気質への環境影響についてどのような変化が考えられるかご説明いただけないでしょうか。

事業者：前は発電も行い自家用にしたいと夢もあってやっていたのですが、元々の思いで木を間伐した余り木を使って山のいい木は20年ごとに張り替えるような永続するようなコンセプトだったのですが、どうしてもボイラーがやりたいと思い、今回、発電はあらかじめボイラーに送る分だけでもまかなって利用したいと思って、おそらくチップの使用量10トンくらい、7分の1くらいに今回、規模を縮小していますので、今までより影響は少なくなるとの認識です。現状のものよりもさらに下がるような計画だと思います。

事務局：燃やす量が減るから影響も小さくなるということですね。

事業者：はいそうです。

事務局：わかりました。それではその内容で評価書には記載をお願いしたいと思います。

事業者：はい、わかりました。